

最低制限価格の設定等について

1. 最低制限価格(税抜き)の算出については次の式による。なお、最低制限価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとする。

$$\text{「最低制限価格}=\text{最低制限基本価格(税抜き)}\times\text{ランダム係数}」$$

2. 最低制限基本価格(税抜き)の算出について

ニ 土木関係建設コンサルタント業務

(「最低制限価格の設定等について」(徳島県 令和7年4月1日以降適用)を準用)

$$\text{「最低制限基本価格(税抜き)}=\text{直接人件費}+\text{直接経費}+\text{その他原価}\times 0.9+\text{一般管理費等}\times 0.50」$$

最低制限基本価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の2/3である場合は千円未満を切り上げる。

この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の8.1/10を超える場合は予定価格の8.1/10を、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3を最低制限基本価格とする。

イ 測量

(「最低制限価格の設定等について」(徳島県 令和7年4月1日以降適用)を準用)

$$\text{「最低制限基本価格(税抜き)}=\text{直接測量費}+\text{測量調査費}+\text{諸経費}\times 0.55」$$

最低制限基本価格(税抜き)の設定の単位については、千円単位とし、千円未満を切り捨てるものとするが、最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の2/3である場合は千円未満を切り上げる。

この算式により算出した最低制限基本価格(税抜き)が予定価格(税抜き)の8.5/10を超える場合は予定価格の8.5/10を、予定価格の2/3に満たない場合は予定価格の2/3を最低制限基本価格とする。

最低制限基本価格(税抜き)については、「最低制限価格の設定について」の3(2)イ及びニの各基本価格(千円未満を切り捨て)を合算した価格とする。

3. ランダム係数

最低制限価格の算出に伴うランダム係数は入札書受信日時のミリ秒単位(下3桁)の総和により決定します。

ランダム係数対応表

番号	1	2	3	4	5	6	7
ランダム係数	1.0000	1.0005	1.0010	1.0015	1.0020	1.0025	1.0030
番号	8	9	10	11	12	13	
ランダム係数	1.0035	1.0040	1.0045	1.0050	1.0055	1.0060	